第十六条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

第四章　青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置

第八条の前の見出しを削り、同条中「職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業」を「公共職業安定所は、青少年が適職」に、「促進する」を「可能とする」に、「勤労青少年その他」を「青少年その他」に、「勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等」を「職業経験がないこと、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下「学校」という。）を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等」に改め、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「職業指導等」を付し、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　公共職業安定所による職業指導等

第三章の章名を次のように改める。

第三章　青少年の適職の選択に関する措置

第七条を削る。

第六条の見出しを削り、同条第一項中「勤労青少年の福祉」を「青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等」に、「勤労青少年福祉対策基本方針」を「この条及び第二十四条において「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条第二項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同項第一号中「勤労青少年」を「青少年」に改め、同項第二号中「勤労青少年の福祉の増進について」を「青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、青少年の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

第六条第三項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に、「勤労青少年の」を「青少年の」に改め、同条第四項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に、「当たつて」を「当たって」に改め、同条第五項及び第六項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、第二章中同条を第八条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　青少年雇用対策基本方針

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

（関係者相互の連携及び協力）

第六条　国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

（指針）

第七条　厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

本則に次の一条及び一章を加える。

（適用除外）

第二十八条　第四条第一項、第六条、第七条、第十二条から第十六条まで、第十九条、第二十一条及び第二十二条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

第六章　罰則

第二十九条　第十五条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第十五条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第二項の規定に違反した者

二　第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十三条　第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第二条　青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十二条」に、「第二節　基準に適合する事業主の認定等（第十二条―第十六条）」を「第二節　労働者の募集を行う者等が講ずべき措置（第十三条・第十四条）」に、「第三節　基準に適合する事業主の認定等（第十五条―第十九条）」に改める。

第四条第一項中「改善」の下に「、職業の選択に資する情報の提供」を加え、同条第二項中「職業紹介事業者をいう」の下に「。第十四条において同じ」を、「募集受託者をいう」の下に「。第十三条において同じ」を加える。

第八条第一項中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第三十三条中「第二十二条」を「第二十五条」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十二条を第三十五条とする。

第三十一条第一号中「第十三条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第二号及び第三号中「第十五条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十条第一号中「第十五条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同条第二号及び第三号中「第十五条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十九条中「第十五条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十八条中「第十二条から第十六条まで、第十九条、第二十一条及び第二十二条」を「第十五条から第十九条まで、第二十二条、第二十四条及び第二十五条」に改め、第五章中同条を第三十一条とする。

第二十七条中「次条及び第二十三条において」を「以下」に、「第二十一条」を「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と、第十三条第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第十四条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、第二十四条」に、「第二十二条」を「第二十五条」に、「第二十三条中」を「第二十六条中」に、「第二十四条」を「第二十七条」に、「第二十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第三十条とする。